

ヘルスアップチャレンジ ～健康事業所宣言～

全国土木は「健康経営®」に取り組む事業所を応援します！



「健康経営」が社員と事業所の元気を支えます！

生産性の向上

- 心身の健康状態の向上
- モチベーションの向上
- 欠勤率・離職率の低下
- 業務効率・業績の向上

事業所の負担減

- 疾病予防による休職手当等の支払い減少
- 長期的には健康保険料負担の抑制

事業所の イメージアップ

- 企業価値の向上
- 企業イメージの向上
- 人材確保の促進

リスク マネジメント

- 労災発生の予防
- 事故・不祥事の予防

「健康経営」とは、社員の健康を重要な経営資源ととらえ、健康増進に積極的に取り組む企業経営スタイルのことです。全国土木では「健康経営」を応援する事業『ヘルスアップチャレンジ』を行っています！

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

ヘルスアップチャレンジ～健康事業所宣言～とは

課題把握

- ◆健康課題の把握
- ◆取組内容の検討・計画
- ★事業所健康度分析資料の提供
- ★検討・計画のサポート

宣言

- ◆全国土木へ申込み
- ◆宣言の社内外への発信
- ★宣言証明書の発行

実践

- ◆取り組みの実践
- ◆取組状況のチェック
- ★取り組みのサポート

評価

- ◆取組状況の確認
- ◆全国土木に報告書提出
- ◆次年度に向けた検討・改善
- ★表彰状の進呈

★は全国土木が行います。実施のながれについては裏表紙もご覧ください。

ヘルスアップチャレンジに参加すると

① 保健師・管理栄養士のサポート



保健師・管理栄養士が取組内容の検討や実施についてサポートします。組合の行う保健事業のご案内のほか、地域が行う事業等について必要に応じご紹介します。

② 宣言証明書の発行・表彰状の進呈



宣言証明書や表彰状（取組目標を達成した事業所に進呈）により、社内外に対し健康経営に取り組む事業所であることをアピールできます！企業イメージの向上や人材確保につながります。

③ ヘルスアップチャレンジ助成金（上限3万円）

宣言した取り組みの実施に必要な費用の一部を助成します。（予算に達するまでの先着順）対象となる費用等については、別紙「ヘルスアップチャレンジ助成金のご案内」をご覧ください。申請を希望される場合は健康支援室までご連絡ください。

④ 金融機関による優遇措置



参加事業所は、金融機関等で金利優遇を受けられる場合があります。
協定締結機関：東京都（西武信用金庫） 埼玉県（埼玉県信用保証協会）
大分県（大分県信用組合 ※個人向け）
※協定内容・最新の情報は組合ホームページでお知らせします。

⑤ 健康経営優良法人認定へのチャレンジ



ヘルスアップチャレンジの取組項目は、健康経営優良法人（※経済産業省が制度設計）の評価項目に沿っています。取り組み内容をより充実させることで、健康経営優良法人認定にもチャレンジできます！健康支援室では申請のサポートも行っています。健康経営優良法人については裏表紙もご覧ください。

※健康経営優良法人の認定申請において、「従業員が300人以下」又は「資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下」の建設業は、ヘルスアップチャレンジを宣言していることが、必須要件になっています。

ヘルスアップチャレンジ 取組目標

必須項目	① 健康診断の実施 法令に従い、社員に対して定期健康診断を100%実施します。
	② 社員の生活習慣改善を支援 生活習慣の改善のため、健診結果に基づく保健指導及び特定保健指導を対象者全員が受けられるよう努めます。
	③ 検査・治療の勧奨 健診結果で再検査、精密検査又は治療の必要があった場合、対象者全員に対し医療機関を受診するよう勧めます。 <small>健康管理担当者が期限を決めて受診勧奨し、結果を確認しましょう。</small>
選択項目	④ 我が社の健康づくり 1項目以上選び、別紙「健康事業所宣言申込書」の□に✓を入れてください。別紙「取組状況チェック表」で具体的な取り組みの計画を立てましょう。



取組内容の例

※取組例は別紙「取組状況チェック表」もご覧ください

健康増進・生活習慣病対策	◆健康講話の実施・参加 ◆衛生教育の（熱中症予防等）の実施 ◆健康診断会場での健康相談、栄養相談の実施 ◆血圧・体重計等の設置 ◆社員の家族への健診受診の呼びかけ・情報提供
食生活の改善	◆食生活の改善に向けた栄養講話の実施・参加 ◆栄養や食生活に関する情報提供 ◆管理栄養士による栄養相談の実施
運動の推進	◆職場内でラジオ体操、ストレッチの実施 ◆階段利用・運動の促進 ◆アプリ等を利用したウォーキングの推進
禁煙対策	◆屋内禁煙、完全分煙の実施 ◆禁煙セミナーの実施・参加 ◆禁煙に向けたポスター掲示等の周知活動
感染症対策	◆インフルエンザの予防接種の推進 ◆感染症予防についてのポスター掲示 ◆マスク、うがい薬、アルコール消毒液等の配布・設置
こころの健康づくり	◆ストレスチェックの実施 ◆社内外の相談窓口の設置 ◆メンタルヘルスに関する研修会の実施・参加
治療と職業生活の両立支援	◆就業上必要な対応方針の策定 ◆傷病休暇制度の導入 ◆勤務時間内に通院可能な制度の導入 ◆社内の相談窓口の設置
女性の健康の保持増進	◆ポスターの掲示・リーフレットの配布 ◆研修・セミナー等の実施・参加 ◆子宮頸がん検診・乳がん検診に対する全国土木補助の周知 ◆社内の相談窓口の設置
長時間労働への対応（ワークライフバランス）	◆ノー残業デーの設定 ◆過重労働防止に向けた対応 ◆年次有給休暇取得の促進 ◆アニバーサリー休暇の導入

ヘルスアップチャレンジ ～健康事業所宣言～のながれ



STEP 1

自社の「事業所健康度分析資料」を参考に、事業所の健康課題を見つけ、「健康事業所宣言申込書」及び「取組状況チェック表」を記入しFAX、メール又は郵送にて健康支援室あて提出してください。
※申込期間は9月末日まで。原則として本社または支店単位での受付となります。



STEP 2

「健康事業所宣言証明書」が送付されますので、社内掲示板やホームページ等に掲示して、社員その他関係者の皆様に宣言を周知してください。

STEP 3

「取組状況チェック表」を活用し、進行状況を管理しましょう。
※具体的な取り組みについては、全国土木の保健師・管理栄養士がサポートいたします。

STEP 4

翌年2月に、「取組状況報告書」を送付いたしますので、FAX、メール又は郵送にて全国土木あて提出をお願いいたします。
「取組状況報告書」の内容を確認し、目標を達成した場合は、表彰状を進呈いたします。

STEP 5

次年度以降の健康課題を担当の保健師・管理栄養士と相談し、継続してヘルスアップチャレンジを宣言し、さらなる健康づくりをしていきましょう。

STEP UP!

健康経営優良法人認定制度へのチャレンジも検討しませんか？
健康支援室が申請をサポートします。ご相談ください！



「健康経営優良法人認定制度」とは

特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。社会的評価が年々高まっており、国・地方自治体・金融機関等の行う優遇措置も近年増加しています。認定法人へのアンケートでは、認定による変化・効果として

●自社内での健康意識の向上 ●企業イメージの向上 ●社内コミュニケーションの活性化
●従業員の仕事満足度・モチベーションの向上 ●労働時間適正化や有給取得率向上
が上位にあげられています。（経済産業省資料より）

企業イメージの向上や人材確保の促進にもつながる「健康経営優良法人」を目指してみませんか？
認定要件等についての詳細は、経済産業省ホームページをご覧ください。

